

平成30年第4回(12月)大郷町議会定例会会議録第2号

平成30年12月5日(水)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学君	教育長	鹿野 毅君
参事	残間 俊典君	総務課長	浅野 辰夫君
企画財政課長	熊谷 有司君	まちづくり推進課長	伊藤 義継君
税務課長	武藤 弘子君	町民課長	遠藤 努君
保健福祉課長	千葉 伸吾君	農政商工課長	伊藤 長治君
地域整備課長	三浦 光君	会計管理者	鎌田 光一君
学校教育課長	斎藤 雅彦君	社会教育課長	千葉 昭君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 上野亮太

議事日程第2号

平成30年12月5日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案第62号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関

		する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 6 3 第	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 6 4 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 6 5 号	平成 3 0 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 7	議案第 6 6 号	平成 3 0 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 6 7 号	平成 3 0 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 6 8 号	平成 3 0 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 6 9 号	平成 3 0 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 7 0 号	平成 3 0 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 2	議案第 7 1 号	平成 3 0 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 3	議案第 7 2 号	平成 3 0 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	一般質問	
日程第 3	議案第 6 2 号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 6 3 第	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 6 4 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 6 5 号	平成 3 0 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 7	議案第 6 6 号	平成 3 0 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 6 7 号	平成 3 0 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 9 議案第 68 号 平成 30 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 69 号 平成 30 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 70 号 平成 30 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 71 号 平成 30 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 72 号 平成 30 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）

午 前 10 時 00 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、13 番吉田茂美議員及び 1 番赤間茂幸議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） それでは、通告に従いまして、千葉勇治、一般質問を行います。

まず、通告の 1 番目、町が考えている新交通システムについてお聞きしたいと思います。

住民バスの購入で可決された、さきの臨時会の席上で町長は町の新しい交通システムに合わせて道の駅を中心に購入バスの有効活用を図っていくというような答弁がありましたが、この新しい交通システムについて、あらためて町の考え方をお聞きしたいと思います。

2 問目、1 月から高齢者を対象にした試験運行の予定がありますが、

この中では、「戸口から戸口まで」をモットーにした、いわゆる「ふれあいバス」の具体的な内容が、「ふれあいバス」の運行が計画されていますが、その具体的な計画内容についてお聞きしたいと思います。

それから、通告大綱2番目、町営住宅の条例と入居者の修繕費用の負担についてお聞きしたいと思います。

大郷町町営住宅を退去する際、経年変化により色ずんだ室内のクロス交換を求められ、戸惑っている住民から相談がありました。

国の公営住宅法をもとに町の大郷町営住宅条例第1条総則の趣旨に明記されておりますが、この第1条で大郷町営住宅条例の22条には入居者の修繕費用の負担が書かれているわけですが、このどこに経年変化によるクロスの交換が義務づけられているのか、改めてお聞きしたいと思います。

2番目、実は、私国のほうに国土交通省に今回のこのクロスの交換について問い合わせたところ、国から公営住宅法第21条修繕の義務には、事業主体は公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設、その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならないとなっております。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要があるときはこの限りではないと定められております。

今回は、入居者の責めに帰すことになるのか、国が定めている公営住宅法の判断によれば、経年変化によるものと考えられますが、なぜ本町はその見解を受け入れ、町がみずから修繕しないで、入居者に負担を求めるのかお聞きしたいと思います。

町長の常日ごろから出しております、いわゆる町民第一主義のまちづくりを柱に進めている町長の見解を確認したいと思います。

また、もしそのように、クロスの交換が義務づけられるということになれば、その周知徹底について、この間どのように図られているのかお聞きしたいと思います。

私としては、4番目に、今後の町営住宅利用者が安心して暮らせる大郷町の町営住宅条例を再検討する必要があると考えますが、見解を求めるものであります。

続きまして、大綱3番目、幼保連携型認定こども園の開園に向けてについてお聞きしたいと思います。

11月17日に開催された幼保連携型認定こども園の開園に備えた保護者

説明会に私も保護者ではありませんでしたが、参加させてもらいました。そのときには、私からざっと目算で数えますと70名前後が参加していたように見られますが、次々に出される質問内容に我が子の保育がどうなるのか不安が渦巻いているということが確認されました。

また、多くの保護者は、教育委員会側の度重なる「検討中」の答弁にいら立ちを覚えており、その対応が急がれるところであります。

そこで、次の点についてお伺いします。

1、当日出された保護者からの意見、約20件ぐらいあったと思いますが、この質問について、関係者が共有認識し、対応していく必要があると考えます。ある保護者が述べておられましたが、「大郷のこども園はどここの地域よりもすばらしい施設と胸を張って発信できるような内容にしてほしい」という意見が出されましたが、参加された多くの皆さんの共通の声だと思えます。

そこで、改めて当日出された意見内容を示してもらいたいと思えます。

2番目、それらの声に今後どのように園関係者が応えていく方針かお伺いしたいと思えます。

3番目、町民会議で出されたから、今回の説明会を開いたという執行部の話でありましたが、一方執行部は当日の回答で皆さんの声を聞いて、それに応えられるこども園にしていくという約束をしておりますので、今後も定期的に保護者への説明会を開催し、情報のキャッチボールをすることが求められていると考えます。

定期的開催についてどのように考えるのか、所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの千葉議員の御質問にお答えしたいと思います。

1つ目の新交通システムについてでございますが、来年1月より高齢者の通院や買い物などの外出支援事業として「ふれあい号」の試験運転を開始する予定でございます。

75歳以上の高齢者世帯の方を対象とした乗合車両で、事前登録した方が利用の予約を行い、自宅と町内、近隣市町にある病院、スーパー、J R駅などの乗降所への区間を予約した人が乗合で移動するものであります。

運行は平日のみで、大松沢、粕川、大谷東部・西部の地区ごとに日が変わりで運行してまいります。

利用方法については、利用予定日の1週間前から前日まで予約センターで電話予約をし、利用していただくようになります。

対象者は、事前に登録とアンケート調査を行い、住民ニーズを把握し、運行計画を策定していきたいと、ただいま準備をしているところであります。

大綱2の町営住宅条例と入居者の修繕費用の負担についてでございますが、1つとしては、経年劣化によるクロスの交換は義務づけされておられません。

(2)の今回のような修繕のケースは、入居者の責めによるものなのかという質問でございますが、今回につきましては、担当職員複数でクロスの状態を確認し、町営住宅条例第22条にある入居者の責めに帰すべき事由に該当するものと判断し、入居者に費用負担をしてもらいたい旨をお話しして、修繕をしてもらいました。

(3)の周知徹底の対応についてのお尋ねでございます。大郷町営住宅条例にある退去時の修繕負担の義務については、入居者と保証人に説明し、了解を得て契約しております。また、平成18年度から国土交通省が定めたガイドラインを参考に、原状復旧をめぐるトラブルとガイドラインを作成し、退去時の修繕費用について明確に定めて、入居時に説明してございます。

(4)の質問でございますが、今後は、退去時の修繕に関するガイドライン等について、住民に対してわかりやすく説明してまいりたいと考えてございます。

特に、今回の事案につきましては、現場に議員にも同行いただき、御指導をいただいておりますこと、まことにありがたく、感謝を申し上げているところであります。

関連ございますので、一言本町の考え方を申し上げたいと思いますが、町民に一番身近な基礎自治体として、納税者ニーズにより質の高いサービスを提供できる行財政基盤の確立に全課、全庁挙げてただいま努力をしているところでございます。

特に、本町の喫緊の課題を克服するためには、再三申し上げますが、産学官連携協調を図りながら、ただいまのような諸問題も解決しながら、今後快適な大郷町、魅力ある大郷町だと言われるような町でなければならないと思っているところでございますので、今回の場合、特に議員が現場にまで行っていただいて、職員も一緒に入居者との問題解決に努力をしていただいたことにつきまして、感謝と御礼を申し上

げ、今後そうあるべきだと私は思いますので、今後ともどうぞよろしく御指導賜りますようお願い申し上げたいと思います。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。

町長（田中 学君） 大綱3番につきましては、教育長のほうにお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） それでは次に、答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） 引き続き、3つ目の幼保連携型認定こども園について答弁いたします。

（1）の保護者説明会の意見内容については、別紙のとおり資料を提出いたします。

（2）の保護者説明会で出された意見については、認定こども園運営法人、町及び保育園、幼稚園、保護者代表者で設置する三者協議会で保護者からの意見を尊重しながら合意形成を図ってまいります。

（3）の保護者説明会の定期的開催については、今後も継続して開催し、情報の共有を図ってまいります。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず、町が考えているこの新公共交通システムについて答弁もらったわけですが、町長の常日ごろから、10月25日の臨時会でも何よりも「ふれあい号」の活用については、まさに戸口から戸口までというサービスをモットーにしていくと、この事業を進めるということでしたが、10月25日の臨時会前からそういう理想的にはモットーとして「戸口から戸口」と、いわゆる玄関から病院までとか、あるいは買い物、店までとかということで、私なりに理解していたわけですが、今回の内容を聞きますと、特に12月の広報にも内容が挟まっておりましたが、どうも見ると、今回の答弁にもありますが、戸口からはわかるんですが、自宅と町内、近隣市町にある病院、スーパー、JR駅などの乗降所の区間ということについて、いわゆる直接病院とかでなく、何か乗降所の区間ということは、具体的にどういうことを指しているのか。まずお聞きしたいのですが。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。戸口から戸口へということですが、各病院の出入り口があるかと思いますが、あと、スーパーの出入り口があるかと思いますが、それはそれぞれの施設の特定の場所ということでの乗降ということになりますので、例えばスーパ

一ですと、出入り口が2カ所ある場合、利用者も戸惑うということもございまして、その乗降所、それを設置するということとさせていただきます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私は、勝手に解釈したのですが、いわゆる、例えばあるAさんの家から道の駅まで運んで、あとそこからは住民バスで行ってほしいということじゃなく、今の話を聞いていますと、病院なり店まで直接送り迎えするということで理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 千葉議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 何か町内近隣市町にある病院、スーパー、JR駅などの乗降所の区間ということは、そうすると、私は住民バスの停留所ではなく、それぞれの病院なりスーパーの理解をもらって乗降所をつくると。そこに送り迎えするということで理解していいんですね。しつこいのですが。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そこで、町長も先日、行くときはいいのですが、帰りが大変だということだったので、帰りについては、どのような、いわゆるその個人個人の時間的な自由度に任せているのか、それともある程度の一定の時間を定めてやるのか。その辺についての、帰りのいわゆる送り迎えについてどのような考えですか。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。それは、現在該当する395名ほどの該当者がおるわけでございますが、その方に利用の申し込みと利用状況についてのアンケート調査を今実施してございます。それで実際どの時間にどの場所に御利用されるのか、帰りはどれぐらいの時間なのかと、おおよそのものを町で把握して、それで運行計画を実施していきたいというふうに考えてございます。例えば黒川病院ですと、病院の診療時間によって朝から、例えば午前中いっぱいかかるとか、スーパーであれば、朝9時半にあいていますので、その時間も変わってきますので、その人それぞれの時間、スーパーであれば3時間も4時間もいませぬので、せいぜい1時間程度でお買い物は終わって、すぐ帰るというふうなことになってきますので、それらを住民のニーズを把握しな

がら運行計画をしていく予定で考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） とてもすばらしい内容に評価されるわけですが、ただ、その中で、395名の方の何割ぐらい登録するかわかりませんが、ある程度今仙台市の燕沢ですか、何かある程度人数を定めて目標地といいますか、そのぐらいの人数云々ということをやっているようですが、本町としましては、少数でもいわゆる利便性を住民のニーズに合わせるというか、利便性に合わせて、人数にかかわらずやっていくということに理解していいのですか。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。本町ですと、実際11月30日にその利用者のほうに発送しております。いろいろお問い合わせなり、アンケート調査のほう回収がもう今週から来ているわけでございます、大分出足がよろしいのかなと思ってございます。

したがいまして、利用状況どのぐらいになってくるかわかりませんが、今の見込みですと3割程度は、いわゆる100人程度はいらっしゃるのかなというふうに思いますし、あと、今後75歳になる方もいらっしゃるわけですので、今現在75歳以上が395名の方ですが、新たに2月に該当する方なり、3月に該当する方もいらっしゃいますので、それらを含めましてももっとももっとふえていく可能性がございますので、少人数であっても試験運行期間の9月までは今の計画で実施させていただきます、それらを踏まえて、10月の本格運行につなげていきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ぜひニーズに合わせた対応ということで期待したいと思います。

いろいろな住民が多い中で、年寄り仲間があなたは75歳の世帯で、運転する人がいないからということで、そのような恩恵がある中で、隣の方が、あんた今度、おらいさ迎えさ来るんだものやと、ちょっとおらいではまだ75にならないけれども、んで一緒にということも出てくると思うのですが、その辺はかなり厳しく、このめり張りつけなきゃならないというつらさも出てくると思うのですが、その辺については、どのような検討されたのですか。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） ある程度の基準を決めないと、それはもう駄目

でございますので、今回は75歳以上の世帯の方ということで限定させていただきます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） だんだん厳しいところも出てくると思いますが、頑張っ
てほしいと思います。

それから、このことについて前には町のいわゆる資産である車を使う
からということだったのですが、当然何らかの形で経費等もかかってく
ると思うのですが、12月の補正予算の中ではこのふれあいバスについて
あまり触れていなかったような内容にとったのですが、その辺の費用に
ついてはどのような考え持っているのですか。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 予算につきましては、9月補正時に計上してご
ざいまして、御可決をいただいております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 大変失礼しました。では、安心して対応できるというこ
とで、ぜひ新交通システム頑張っしてほしいと思います。

ちょっと、その中で、前にいわゆる新しいバスの購入の際に乗り入れ
云々ということで、あのバスの使い方については、新交通システムの中
でどのように、あのときに説明あったのですが、今回このふれあいバス
の兼ね合いの中で、どのような考えを改めて持っているかお聞きしてお
きたいのですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 頻度が多ければ多いほど投資効率もいいわけですから、
できるだけ大型バスは住民バスという枠の中だけでなく、許される範
囲で一般行事にも使えるような内容にしていきたいと思います。例えば、今の新交通システムの利用者がどこかに、五十何人、58人
乗りのバスですから、どこかに見学なり研修に行きたいとか、また、近
隣の市町村から大郷町の道の駅なり、いろいろなこれから施設も逐次営
業するものも出てまいります。特に、大松沢の野菜工場などは恐らく相
当な、私、見学者があるのではないかというふうに思われます。そうい
う近隣の市町村の皆さんが大郷町においでになるような場合、そのバス
を向けて本町に遊びに来てもらう、見学に来てもらう、観光事業にも結
びつくような、そういう町の活性化とつなげるような内容を今後考えて
まいります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日も確認したのですが、いわゆる住民バスという、そういうバスを別な用途に使うことについては、今の陸運局というのですか、全然素人でわからないのですが、そういう問題については何ら広汎に使うことについては、そういう制約はないのですか。大丈夫なのですか。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。その許認可の範囲ですけれども、いわゆる利用料を取るか、取らないかの部分も出てきますし、その辺もあと陸運支局なりとあと相談をさせていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、理想を言うのはわかるのだけれども、詰めておかないと、その辺。ここで町長がやると発信すると私から初め、大丈夫なのかということについて伝えたいと思うので、やっぱりちゃんと確認して、用途について進めてもらわないと、なかなか言ってみたものの後からだめだったでは困るので、その辺慎重に対応お願いしたいと。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今、地方自治体もいろいろな制度があって、いろいろな枠を超えたところまで事業ができるような、そういう仕組みになってございます。いろいろな特区構想もございまして、やる気の問題、やるかやらないかという、その考え方一つによってどうにでもなるという世の中でございまして、そんなに私は心配してございません。やる気の問題だというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長のやる気を大いに期待して、その辺については前向きに私も捉えて理解していきたいと思います。

次に、大綱2番目の町営住宅条例と入居者の修繕費用について、今回経年変化によるクロスの交換は義務づけられていないという答弁でしたが、しかし、いわゆる入居者の責めに帰すべき事由で今回は町営住宅条例の第22条の中で町長と相談した結果、修繕を要求したということでしたが、この「入居者の責めに帰すべき」というのは、判断基準はどうなっているのですか。何か定められるものは明確にあるのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。ガイドラインのほうにうたっております。今回につきましては、クロスの汚れもそうですが、壁

にねじ等によりまして穴等が結構ございました。その修繕に伴いましてクロスクロスの修繕修繕が伴ったものでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 課長、何とか理由つけるのはわかるんです。私も町長からさっき一緒に立ち会ったなんていうことで、評価評価というか言われたのですが、実際あのおときには穴の問題よりもクロスクロスの色色のことが優先優先されましたよね。クロスクロス、色色、あれはいわゆる冷蔵庫冷蔵庫の陰陰の焼けた分とか、こういうものについては、国土交通省国土交通省はどのように定めているか理解理解していますか。いわゆる変化変化、経年変化経年変化について。お聞きしておきます。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 理解理解してございます。経年変化経年変化というか経年劣化経年劣化につきましたは、使用者使用者の責責ではないということでございます。しかし、今回につきましたは、先ほど申し上げましたが、壁等壁等に穴等穴等が散見散見されましたので、そういったことに伴います修繕修繕でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、簡単に穴を直せばよかったんじゃないですか。あの程度の穴でしたら、穴をふさぐだけでそんなに何万もかからないですよ。違いますか。穴をふさぐためにクロスクロス全体を今そっくりと、そのほかにいわゆる寝室寝室ですか、隣の部屋隣の部屋も部分的なクロスクロスを直しているわけだ。ちょっとそれは行き過ぎではないかと。穴穴だけならば、今穴穴だけを直すためにクロスクロスの交換交換ということであったので、その答弁答弁を聞いた限りは、あまりにもクロスクロス全体に張りかえを求めるということは、ちょっと問題問題ではないかと思うのですが、どのように考えますか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。穴等穴等を直すには、当然クロスクロスを剥がさなくてははいけません。そういったもので、修繕等修繕等は出てきますが、クロスクロスにつきましたも、確かに国のガイドラインガイドラインのほうには経年劣化経年劣化によるものについては使用者使用者の責責ではないということがございますが、過去過去に入居入居された方等方等におきまして、現地現地を確認確認させていただきまして、入居者入居者との話話の中で対応対応してきたものと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） あまり言いたくないのだけれども、過去過去の方がそういうことでやったと。果たして過去過去の方が、この状況をわかっていたかと。こういうクロスクロスの交換交換について、知らなくてそれを町から言われてやらざるを得得なかったと。その結果、事例事例として町では過去過去にもあったとい

うことで言っているのですが、気づいた段階でその判断については、私は直すのが何も問題ないと思う。直すというか、いわゆる改善していくのは。事前にあったからという、参考までに、これまでクロスの交換について何件くらいあったのですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。手元に資料はございませんが、何件かはしてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これ実は、判例ということがあるんですね。判例によると、判例や学説の多数は、賃借人の原状回復義務を賃借人、借りている方が貸借物を契約により定められた使用方法に従い、かつ社会通念上通常の使用法により使用していた状態であれば、使用開始時の状態よりも悪くなっていたとしても、そのまま賃貸人、いわゆる町に返還すればよいとしている。これ判例で出ているのですよ。もし、私この前、写真撮っているのですが、あれが判例から見て、もし過大な請求だということになったら、いわゆる国土交通省が示している原状回復をめぐるトラブルとガイドライン、これに基づいてかなり町としては問題出てくるんじゃないかと思うんですよ。

実は、私冒頭にも言いましたが、千葉様宛てということで、国土交通省のホットラインステーションから答えが来ているんですよ。このことについては、事業主体が最低限修繕すべき範囲だと。そうした場合に、ましてや、今回の穴は確かにクロスの張りかえの中に穴はあったのは認めます。その穴も多分必要に応じてつくった穴、例えばエアコンを設置するとか、そういう穴であって、子供が何か故意的に、家族が故意的に穴をあけた、そういうものではないんですよ。

そういう点で、本当に利用にどうしても必要なためにあけた穴で、それを埋めれば済むことで、それをかなり多額の金額を投じて改善しなければならなかったという実態は、これは判例からしても問題あるのではないかと思うんです。

このような説明がされている中で、私、しかしこういうこともあるんです。そういうことについて、ちゃんと定めている。ケアした段階で、クロスも今は畳の表がえとか、障子、ふすまの交換はちゃんと町の条例の中で定めているから、たとえきれいなものであっても、今回は皆交換してもらいました。かなりきれいでした、あれも。ところが、それは定めているからあなたやらなきゃならないのだよということで、私も

説得した立場でしたが、しかし、クロスの中で、そういう定めがあれば、これもクロスも交換する必要があると。ただ、最初から定めがあれば、入居する場合にこんなに厳しい条件では、大郷の住宅に入らないということも出てくるので、冒頭にそれは説明する義務があるわけなんです。冒頭に説明しておりましたか。クロスについて、交換ということは。あくまで穴の問題でしょう。今回言っているのは。入居する段階で、町長の先ほどの答弁でもいろいろ今回の状況について、今後は退去時の修繕に関するガイドラインについて住民に対し、わかりやすい説明をしていくということは、わかりやすくなかったということですね。裏を返せば。言葉尻をとる気ないのですが、ですから、今回新しく町営住宅も今建設している中で、こういう条例についても無理にではなく、やっぱり住民と入る方と納得した中で入居してもらおうような、そういう話し合いなり定めをつくっておかないと、大郷の条例は厳しいよということで、変なことがせつかく頑張っている中で、出てくるとマイナスになると思うので、今回の教訓を私生かすべきだと思うのですが、どうなのですかね。町長もたまに。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。ガイドラインにつきましては、平成18年度につくってございます。それ以降入居された方については、ガイドラインに基づき説明してございますが、それ以前の方につきましては、これは当時の話なのですが、入居の手続の際に説明はしていると思っておりますが、事細かに今のガイドラインと同じような内容について説明しているかどうかというのは、ちょっと判断しかねます。

今後につきましては、よりわかりやすいような内容等のガイドラインを作成してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） だから、説明したとは思いますがではなく、それを書類で交わしているかとはないのでしょ。書類的には。そうした場合に、よほどひどい故意的に、あるいは何か過失が明らかに入居者の問題だという場合のクロス交換なら、さっき言った町長の22条ですか、町営住宅条例でも対応できると思うのですが、それを言っておかないで、退去する段階で色ずんでいるよと。大分色ひどい。あの色でしたから、キズよりも。そのことについて言われてもなかなか私は理解を得られるということは厳しいと思うのですよ。そのやり方。それで、ある自治体でこういうことも言っているんですね。退去時の費用負担の一般原則という

ことで、経年変化及び通常の使用による住宅の損耗等の復旧については、賃貸人、いわゆる貸す側の費用負担で行い、借りる人、賃借人はその費用を負担しないとされていると。例として、壁に張ったポスターや絵画の跡、あと、日照などによるクロスの変色、テレビ・冷蔵庫などの背面の電気焼け、こういうものはいわゆるそこで生活していれば必ず必要最低限起きることだから、それは貸す側の家賃をもらっている貸す側がそれは直すべきなのだよということが、ある自治体では明確に出しているんですね。

ですから、今回のことも含めて、やっぱり新たにそういうことが出てきたわけですから、私は4番目に見直すというような大げさなものではないのですが、もう少し詳細にわたった条例、規則でですか、を検討し直す必要があるのではないかという思いから、今回この質問したわけなのですが、1つは、クロスの問題については、やはり今回は町の負担で見ると。

それから、もう一度条例を見直しして、新たな新町営住宅の入居に当たっては、対応していくべきだと思うのですが、改めて町長の見解などをもらっておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 本来ならば、町長も課長も同じ認識で事に当たらなければならぬというふうに思います。この事案につきましては、別に私逃げのつもりも何もございませんが、わからなかった。今回初めてこの質問が来て、どうだったのということで確認をしたら、ただいまのような話でございましたが、入居時には、ああ入居してよかったと、ありがたいという思いでいたと思う。退去の際にこういう問題が出ると、今までお世話になったことも逆に憎しみになって、とんでもないところに来てしまったという思いで退去していったのかどうかわかりませんが、そんな、こういうトラブルが発生するということは、町にとっても大変遺憾なことですので、今後そういうことのないように、先ほど議員がエアコン取り付けのところの穴だったと、こういうことであります。エアコン取り付けは、無断りでつけていいのか。断らなきゃならないか、その辺のことについても今後しっかりした指導が必要だというふうに思いますので、特に、高崎団地、新しい入居者については、そういう問題が出ないように対応してまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 課長、エアコンつけるときには、町に相談あったのでし

よう。どうなのですか。確認して……、わからないですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。当然ございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうすると、町長。町が確認してやっているわけだから、多分今度入る方もあの場所にエアコン設置すると思うのですが、それは多分でしょうから、あまり言えないのですが、そうした場合に、この穴というのは本当に大きな、いわゆるこの次に入る方が支障を来たすようなものではないのですが、それでもそれはせめていわゆるふたはできるわけですから、ふたというか穴を埋めるぐらい、この程度のねじ穴ですから、そういう点で、やっぱり正直クロスの問題一つとっても、例えば今回見積もり町でつくってもらいましたが、個人がこの入居者が業者をお願いしてつくった見積もりもあって、そっちのほう安くてそっちにお願いしたようですが、例えばの例なのですが、いわゆる今後それを借りて入る方は、そのクロスでの環境で10年間か暮らすわけだ。でしょう。ところが、入居者からすれば、こっちが入ってくれと頼む町側からすれば、当然標準のクロスなり環境で入居料もらうと思うのですよ。ところが、出ていく方は、極端な話、町でそのいわゆる最安のところでクロスを張りかえていくことの可能なわけですから、何ぼでしなきゃならないという基準ないわけですから、それはやはりこの次に入ってくる方に対しても失礼ではないかと。ある程度町が入居料をもらう限りにおいては、ある程度のクロスなり穴埋めなりをしていく必要もあると思うんです。

だから、壁は国土交通省のガイドラインに定めているように、壁については、貸す側が直すと。修繕するということで明記されているわけです。そういう点で、どうもこのクロスの問題からいろいろ状況見てみますと、やっぱりもう少し町はそういう点で新たな住宅を今回入居お願いする中でつくる必要あると思うのですが、町長、その辺新たな見直しというのは。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 国土交通省のガイドラインに何も別にどうのこうの頼る必要は、私はないというふうに思います。自分の町のことですから、自分たちでどう決めるかということのほうが私は正しい判断が出るものというふうに思いますので、今後いろいろ議論させていただきたいというふうに思います。ここで終わらないで、この教訓を生かせるようにしてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） このことについて、一番私本人から何も言われたわけではないのですが、ただ、これから、その辺についての徹底を図っていくということで、平成18年度のガイドラインからはその後説明はしていると、その説明もはっきりしない内容ですが、ただ、書類的に残っていないと。ましてや、平成18年以前に借りた方については全然わかっていないわけですから、その方が今回いわゆる退去していくわけで、その場合には、クロスについては、やはり町が面倒見るべきではないか。費用負担するべきではないかと思うのですが、これ町長、課長からは多分返事出ないと思うので、町長の腹加減だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 経年劣化という、長い年月で色もさめた、質も悪くなった、壊れやすくなった、いろいろな新しいものに比較すれば相当劣化もしているということになって、次の人に新しくまた入ってくださいという、御案内するためにも、わかりました。言ってみれば消耗品みたいなものですから、これはやっぱりこっちの持ち主のほうの責任でやるべきだというふうに思います。やるじゃなくて思います。今後検討させていただきます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 課長、そういうことですから、町長とよく相談して、あのことについては。あと細かいことは私言いませんが、やはり今から入ってくる方のことを前向きな形で、そういうことでぜひお願いしたいと思います。課長、そういうことですからね。

続いて、3番目の質問に入りたいと思います。次に、幼保連携型認定こども園について、出された意見についてはここに明記されておるわけですが、このことについて、課長の答弁では当日かなりホームページなどでその回答を出すということでしたが、私のあけ方が悪いのか、なかなか今のところホームページには何らその質問の内容もですし、あるいはゆめの杜ですか、出されたときの質問なり、あるいは町が、町というか教育委員会がすすくすくゆめの郷においた箱ですか、投書箱ですか、その質問がどういうものがあつたのか。やっぱりそういうものは、課長も約束したように、ホームページに出して、これについてはこう答えやっていくと。これについては時間をくれとか、情報を共有してほしいという、この前の11月17日の座談会ではかなり出たんですね。こういうふうにかかれてはいるのですが、そのことについてまだ答えが出ていない、答

えというか、その姿勢が見えていないと。検討中は検討中でいいのですよ。そういう答えで出していいの。それが見えていないのですが、出しているのですか。私の見方が悪いのかな。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。大郷のホームページのトップページの認定こども園子育て新ガイドというクリックするボタンがあります。その部分に掲載をさせていただいているところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日の、きょう質問の中で答えもらった、このことについてもそこに書かれているのですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 今回のホームページに掲載されている内容の主な部分については、この間、11月17日の保護者説明会の部分ともリンクする部分の質問もございましたが、基本的には先ほど議員がお話しいただきました認定こども園、乳幼児総合施設の意見箱、あともう一つの保育園の意見箱に対する町、法人の考え方を掲示させていただいたところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 特に、この中で、出された意見の中で私気にしたというか、なるほどなと思ったのは、いわゆる無償化についてなぜ明言できないのかというような質問がありましたが、それに対して答弁は、いわゆる安倍内閣の来年度の10月の消費税がどうなるかわからないと。それによって答えるということでしたが、しかし、来年の10月になってくると、もう平成32年より直前ということで、頼む側からすると、かなり不安で、どうなるのかと。既にこの時期に、来年の10月ころになってくるとほかの幼稚園、保育園からも呼びかけ来るような、子供が少ないだけに、そういう中で、来年の10月の消費税云々を待ってられないのではないかというのが当日参加された父兄の多くの保護者の声だったのではないかと思うのですが、その辺について、保育所のいわゆる費用というのですか、そのことについては、いつごろまでに、やはり来年の10月以降でないと出ないということなのですか。どうなのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） 今現在は予定という形で出ていますが、それが正式に決まるのがいつかは、ちょっとまだはっきりしていませんが、10月前には必ず決まりますので、決まった段階で早目にお知らせをするという

ことでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町の方針というのは、結局これは町長、教育長ですか、町の方針というのは、やっぱり国のそういうことがないと、町としてはこうやっていきたいのだというような考え、そこに結局町が先行すると国から来ない、財源に穴があく。そういう不安があるから、国の姿勢をただずっと待つだけ、待つしかないということになってくるのですか。教育長ですか、これは。どうなのですか、これは。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） 今現在も国の基準よりは大分低い保育料で運営しています。それで、これ以上町単独の経費を出すということは、多分難しいと思いますので、国のほうで決まったら、それに乗るとするか、そういう形になると思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 課長、大分出していると。町が安いということもいいんです。保護者が受け取っているのは、どの程度までそれが緩和されるのか。現在これ以上上がらないとか、ここからこれより負担はもうすることないよというか、一つの目安、それが欲しいという声だと私聞いていて。それが全然皆目見当つかないような話にあるようだから、せめてどのぐらいになるのかと。わかり次第、その都度その都度でもいいから、変わってきてもいいから、その都度その都度早目の情報を教えてほしいという声だったので。ですから、今これ以上それでなくても安いというぐらいの表現でしたが、そのほかよりもでも安いのだよと。そういうことだけでもいいから、出して、この認定こども園に1人でも多く来てもらうような環境をみずからつくっていく必要があると思うんですよ。せっかく走り出したものですからね。その辺についてどうなのですか。やっぱり待っているの。10月ちょっと前まで。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 認定こども園、町民課と一緒にやっている学校教育課のほうからお答えさせていただきます。この間の説明会のほうでもありました、決まった部分については、早目にまとまった形でなくてという部分でございますので、今後三者協議会、あとは来年の2月にまた保護者説明会を今検討してございます。そういう部分も含めて、今子ども子育て支援制度に則って町のほうで幼児教育の部分の固定価格をいただきながら、保育園等の運営をしていますので、そういう部分で、国の

制度とリンクした形であります。先ほど町民課長が言ったとおり、来年の10月、消費税の関係でということで、安倍首相が今幼児教育の部分議論しているところがございますので、情勢がわかり次第、三者協議会、あと保護者説明会のほうでお示しをしていきたいと思っています。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 来年の2月ぐらいにまた保護者会、この間やったような形の説明会でしょう。ぜひこれいつごろやるのかなということで、先日の話では、あとは三者会議だ、三者会議だということで、かなり三者会議だけに力を入れて、あのような、七十何人が来たということは私すばらしいと思うんです。すばらしいというか、それは関心があると。冒頭に、最後のほうにですか、冒頭じゃなくて最後のほうにある男性が質問しておりましたが、なぜ認定保育園になったのかと、その趣旨をまず説明してほしいということで、冒頭にあれ本当は町で言わなくならないのですよね。ただ単にチラシで、これはもう決まった話で、その入り口の次から入っているのですが、初め、ああやって全体の会議開いた中で、やっぱり冒頭になぜ認定こども園なのか、少子化だと、そういうことで、一般の子供減っていると。それなりに町なりに答弁が、冒頭に説明する必要あったと思うのだけれども、その中で、出された意見、これとても感じたのですが、意見を出しても答えられないと。町が。執行者が。子供を育てている中でとても不安だと。早くそれを払拭してほしいと。早く方向示してほしい。それに合わせて私たちは対応していくのだと。父兄は、子供たちは町の方向に合わせていくのだけれども、それだけに、早く情報を常に流してほしいという声が強かったのですよ。ですから、期間のない中で大変でしょうが、その辺決まり次第、速やかに流していく必要があると思うのですが、改めてその辺についてどのように考えていますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

それについては、先ほど答弁させていただいたとおり、三者協議会、今回の保護者の意見を踏まえて、12月の中旬に三者協議会開催を予定しておりますが、そこで今回出された検討という部分も含めながら、保護者、運営法人、あと町等で中身を協議して、その内容については、ホームページ等で周知をしていきたいと思っていますところがございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） また、このときに出された痛切な意見として、保育所の

先生の数、これどうするのだと。これは、答えは、今認定こども園のほうの園長が中心になって、園長ですか、施設側が「みらい」が中心になって、今一生懸命応募中だというふうな話だったのですが、応募中って、確かに実態はそうでしょうが、皆さん方に心配かけないように十分にやっていますというような、なぜ答弁されなかったのかなど。あれ応募中だ、今一生懸命探していますということは、かなり不安です。確かに今から1年半以上あるのですが、やはり町の姿勢は内部では応募中でいいのですが、やっぱり本当に応募中の姿を暴露したようなもので、かなり不安です、あれは。間違いなくこれは確保できるという保証あるのですか。これ私冒頭に、この認定こども園についていろいろ議論する中で、前にも話したことあるのですが、子供がいなくて、保育士が足りなくてやめている学校もあるんですよ。全国的に。そのときに、今一生懸命探しているという答弁は、情報早いですから、若い人たちは。とくと見ているのですから、そういう中で、中心になる方々が今募集中です。応募中です。探しています。この表現というのは、極めて不安をあおるものでないかと思うのですが、その辺についてどうなのですか。教育長、間違いなく確保できるということで詰めているのですか。その辺。大責任だと思うんです、これは。

議長（石川良彦君）　まず初めに、教育長。

教育長（鹿野 毅君）　答弁いたします。私が得た情報では、面接、その他でもう決まっているということを知りました。ですから、中身については存じていませんが、人数については確保をしたというふうに聞いております。以上です。

議長（石川良彦君）　次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君）　関連して、議員の質問に、先ほど何で認定こども園にしたのだという保護者の質問に答えられなかったという保護者の質問に答えられなかったということを知って私（「後から答えていた。聞かれて答えるのではなく、冒頭に言うべきだったのではないかということ」の発言あり）そうですか。私自分が指示をした立場ですから、それは何かというと、もともと大郷の子供は幼稚園であれ、保育園児であれ、一つの屋根で一緒に子供を育てるとというのが子育ての私は理想だというものを持っていたのです。昔から。それが今度国のほうが当時だめだった話が今いいということになったから、今回そういうことにして、それから、保育料の問題については、下げても上げるという考えは一つもございません。

それは、私の立場から申し上げたいと思います。下げても上げるということはないと。今の現状維持で、どんなことがあってもやっていきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今町長が言われたような答弁をあそこで、下げることはあっても上げることはないと気張って言ってもらえようと安心するんです。子供たち。今それを10月云々、消費税云々、実態はそうでしょうが、その方針でやっていくということをやっぱりずばっと言ってもらえば、かなり安心すると思うんですよ。若いお母さん方ね。それから、冒頭に町長、ちゃんと課長はなぜ認定こども園にならざるを得なかったかということの説明しておりましたから、それは大丈夫だと思うんですよ。ただ、それは言われて言うのではなく、もともとこうだと、その過程を初めて寄せて開いた会議でしたから、言ってほしかったということの思ったわけです。ぜひいろいろな課題あると思うのですが、よりいいものに、さっき冒頭で通告でも話していましたが、言っていました、大郷認定こども園がほかの地域からもすばらしいものだとされるようなこども園にしてほしいがために意見を述べるということ強くこの参加者は話しておりました。それを我々も一緒になって、その方向に進めていくためにも、ぜひそういうことで、一致して進めていきたいと思しますので、なおさら今後ともお願いしたいと思っております。終わります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午 前 11時00分 休 憩

午 前 11時10分 開 議

議長（石川良彦君） 大郷小学校6年生の皆さんに傍聴見学に来ていただいておりますので、ここで、町長より歓迎の御挨拶をいただきたいと思ます。町長。

町長（田中 学君） 小学校6年生の皆さん、きのうに引き続いて大郷町議会の傍聴に来ていただきました。ありがとうございます。心から歓迎を申し上げたいと思ます。

皆さん元気でこの冬を乗り切っていただきたいというふうに思ますが、ことしの夏は大変暑い日が続きましたので、来年の夏までには何とかエアコンを設置したいというふうに思ます。

今そういうことで、きょうも議会の皆さんと未来大郷がすばらしいものにするために一生懸命汗を流して議論をしているところでございます

ので、多少オクターブが高くなってもびっくりしなくて結構でございますので、よろしくどうぞお願いを申し上げて御挨拶いたします。ありがとうございます。

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

3 番佐藤千加雄議員。

3 番（佐藤千加雄君） 議員番号3番佐藤千加雄でございます。通告に従い一般質問を行います。

最後の質問者でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その前に、ほかの皆さん方もお話がありましたが、先ごろKHB東日本放送で行われた2018みやぎふるさとCM大賞において、大郷町の作品が大賞を受賞したことについてお祝いを申し上げます。

大賞作品は、来年県内では120回、県外でも20回、30秒間のCMが放送されるとのことです。大郷町の宣伝効果は絶大だと思います。大変素晴らしいことだと思いますし、製作にかかわったスタッフの皆様の御苦勞に対して感謝の気持ちを伝えたいと思います。

放送日は、来年の1月3日でございます。大変いい作品に仕上がっていましたので、皆様とともに視聴させていただきます。

それでは、一般質問を行います。

質問事項は3点でございます。

1点目は、街路灯・防犯灯の整備について。2点目は、町の広報について。3点目は、安全安心な学校環境づくりの推進についてであります。

初めに、街路灯・防犯灯の整備について。

町民の安心な暮らしを守るために一番必要なことは、地域が明るく安全であることだと考えます。しかし、町民が外出し、夜に近隣の市町村から帰ってくると、自分の町を暗く感じているという意見が多く聞かれます。最近町内では、車上荒らしが連続して発生しております。防犯対策が急務と考えます。

また、健康管理のための夜のジョギングやウォーキング、冬場の子供たちの夜の通学路の安全のためにも町をもっと明るくすべきと考えます。

町民第一主義の理念に立った今後の取り組みについて、町長の所見を伺います。

1、県道、町道の街路灯の増設を。

2、防犯灯のさらなる増設を。

2つ目、町の広報について。

他の町へ先進地視察に行ってみると感じるのは、視察先の町の情報がインタ

ーネットのホームページや広報紙、また町の商工観光用のパンフレットなどでその町の取り組みがおおよそわかることができるということです。

本町は、事業的には先進地と同じような取り組みを行っていても、町内外への発信が少ないので情報が伝わっていないと感じます。

本町の広報担当部署の機構改革を行い、広報の体制を一本化にして、専門的に効率的に事業を推進すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

3つ目は、安全安心な学校環境づくりの推進について。

大郷町総合計画第3編は、教育のさらなる充実で心豊かなまち。その第1章に安全安心な学校環境づくりの推進とありますが、項目には教育以外の学校環境についての記述がないのが現状であります。

教育以外でもさまざまな環境づくりが必要と考えます。その中から、現在直面している小学校、中学校の通学時の学校環境の問題について、町長に所見を伺います。

1、小学校の送迎時の安全な乗降場所の確保を。

2、中学校の送迎時における校門前の渋滞解消に向けた取り組みは。

3、中学校の通学時における大松沢地区以外へのスクールバス運行の考えは。

4、住民バスの運行ダイヤを改正し、中学校の下校時の交通手段として活用する考えは。

以上お伺いたします。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの御質問、1番目の街路灯・防犯灯の設置についての御答弁を申し上げたいと思います。

①の答弁でございますが、街路灯は、夜間における道路状況、交通状況を的確に把握するために設置する照明灯として設置をしているところであります。道路管理者が設置することとされてございます。県道につきましては宮城県で、町道につきましては大郷町で設置をしてございます。歩行者等の安全を確保し、交通事故防止の観点から、県道への設置については、さらなる県に要望をしてまいりたいと考えているところでございます。町道においても、現道も含め、道路整備事業とあわせて必要な路線への設置を検討してまいりたいと思います。

②の防犯灯につきましては、10年前の平成20年度には町内合計642基設置してございましたが、行政区長の要望などを受け、現在の設置数は約800基に達してございます。毎年ふやしている状況でございます。また、

照明度の低い蛍光灯から順次明るいLED照明への切りかえ工事も実施してございます。この件につきましても、急いでやらなければと思っ
ているところでもあります。

安全安心なまちづくりのため、今後も行政区の要望を受けながら、町
としても町内の状況を調査確認し、必要箇所に防犯灯を設置してまい
りたいと思います。

議員もお聞きになっている場所がございましたら、逐次総務課のほう
に御請求をしていただくとありがたいというふうに思います。

大綱2の町の広報についてでございますが、町の広報につきましては、
現在企画財政課広報統計係が担当しており、ホームページは、総務課情
報化推進係が行ってございます。

情報セキュリティーの観点からも、本町ではホームページを含め、町
の情報システムに関する業務は、全て総務課情報化推進係が担当してご
ざいます。今後も現行の組織体制のもと、広報マンとしての意識を各部
署が持ちながらも、これから今まで以上に本町の情報発信を行ってまい
りたいと思います。

特に、この問題につきましては、もう少し専門的な知識のある方々か
らもいろいろな情報を共有しながら、町の情報発信を全世界に発信でき
るようなシステムもあるようでありますから、勉強してまいりたいとい
うふうに思っているところでもあります。

次に、大綱3の安心安全な学校環境づくりの推進について、まず①で
ありますが、この問題につきましては、1から3番まで教育長にお願い
をすることにいたしまして、私は、4番目の住民バスのダイヤの件につ
いての答えを申し上げたいと思います。

中学校の下校については、日没後完全下校となっており、年間で5回
下校時間を変更しているようであります。その都度住民バスのダイヤ改
正をすることは大変難しく、現状としては、今のダイヤで運行すること
が我々の立場からすれば、適当であるというふうに思っておりますけれ
ども、どれだけの生徒さんが住民バスを利用するのか、もう少し利用者
側と学校との連携をとりながら、さらなる検討を加えながら、いかにし
てダイヤ変更が変更できる内容にという方法をとっていくか、検討させ
ていただきたいというふうに思います。

まず、利用者と学校との連絡、協調をとりながら考えてまいりたいと
いうことであります。

1から3番までは教育長にお願いをすることにいたします。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） 引き続き、3つ目の安心安全な学校環境づくりについて答弁いたします。

①の小学校の送迎時の安全な乗降場所の確保については、児童館の協力を得て、児童館駐車場での送迎時の乗降を保護者にも呼びかけてまいります。

②の中学校の送迎時における校門前の渋滞解消については、校門内の駐車場に車の進行表示を明示するなど、対策を講じておりますが、今後も学校と協議しながら改善を図ってまいります。

③の大松沢地区以外へのスクールバス運行については、現行の体制を継続しながら、住民バスも含めた公共交通システムの中で総合的に考えてまいります。以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 詳細な回答ありがとうございました。

再質問させていただきます。

初めに、街路灯の増設についてお伺いいたします。

先ほど町長言われましたように、これまで街灯の修繕、または新設については、原則各地域の行政区長の要望が上げられた事件に対して行われていたようであります。

そこで、区長から要望が上がっていた、これまでの地区担当員活動台帳によりますと、平成27年度防犯灯・街灯設置についての要望は、7行政区8カ所、ほとんどが電球交換などの修繕でありました。平成28年度防犯灯・街路灯の設置についての要望は、9行政区14カ所、ほとんどが修繕で、LEDなどへの電球交換、平成29年度は10行政区15カ所、これは、新設と電球交換などの修繕が半々となっております。

それまで区長からの要望により設置整備の原則はわかりませんが、行政区によつての取り組みの状況は、決して住民の満足するところまでいっていなかったと考えます。

これまでは、町をもっと明るくするという気持ちがなかなか伝わってきませんでした。平成30年度は、これから行う工事を含めて、修繕箇所40カ所、新築が18カ所、電力からいただいた新設が10カ所、合計68カ所で、大分ふえております。

私も地域の意見を担当の区長さんに要望したり、知り合いの区長さんにはどんどん要望するようと、このごろは声をおかけしております。しかし、まだまだ真っ暗な地域があります。今後は、大郷町をもっとも

っと明るくするイメージを持ちながら、町が先頭に立って街路灯の大幅な増設に向けて取り組むべきと考えますが、町長の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 基本的には議員の御質問に沿う形で今後進めてまいりたいというふうに思いますが、今県道利府松山線、粕川大橋から直線で木ノ崎まで何キロございますか。2キロぐらいありますか。あの距離にほとんど街路灯がございませんので、県のほうに早急をお願いをして、あの路線を明るくすることによって、大分川北の環境が大変良好になるのではないかというふうに思います。それから、幼稚園おりていって、新しい道路、あの路線何て言うの。あそこも街路灯ないようでありますから、あそこに今度村上農園の野菜工場が設置されます。どうもあの辺もあまりにも環境がよろしくない。夜の環境ですね。それも何とかしなければというふうに思っております。あとは、行政区の区長さん方と裏通りのほうも防犯灯の設置に努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、まず、今私がこれから早急にやらなければならないというのがこの利府松山線のあの直線道路、それから、ただいま申し上げた大松沢の路線を早くお応えできるように進めてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

県道とかメイン道路は、そのようにぜひやっていただきたいと思ひます。これまで家が建っていないかったり、農道には街灯が必要ではないというような意見というか、そのような考え方があったように行政区の区長さんたちもお話があります。これからは、やはり田舎と言ったらあれですけども、田舎のほうも家が建ってなくても、やはり灯をつけて用足しなりジョギングやウォーキングが大変健康にいいということで、町も今そういうことを奨励していることもありますので、やはりそういう家が建っていないかったり農道であったりする場所もぜひ街灯を増設してほしいと思うのですけれども、町長の所見をお伺ひします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 安全安心という面から申し上げれば、そういうことになろうかというふうに思ひます。

大郷町が夜来ても昼でもこうですよという地域性がわかりやすい、そういう町にすることが本町の文化の水準にもつながるものというふうに思ひますので、考えてまいりたいというふうに思ひます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、防犯灯の増設なのですけれども、大松沢地区、何年かに1回ずつ車上荒らしが連続して発生いたします。やはり、地域がどうしても暗いということが1つの原因にもなっているのかなと思ひております。

区長さんに要望してやっていただくというのは、大変皆さん難しい人も中にはおられるようでありまして、やはり地区担当職員さんがおられます。それと区長さん、そしてそこに消防団がつくる防犯協会ございませぬ。私たち交通安全もありますし、そういう人たちが年に一度ぐらい協議会を持って、ここにあったらいいのじゃないかと、そういうものも、そういう協議会も必要と考えますけれども、町長の所見をお伺ひします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 区長さん方も町の事情をよく理解されてございませぬので、無理難題を言う区長さんもないわけで、大変我々感謝をしてございませぬ。特に、議員にこんなことを申し上げて恐縮なのですが、議員の地区、大松沢は、町内でも8割方太陽光発電の設置地区でございませぬ。あの太陽光発電事業者と地域の皆さんがある意味ではいろいろな意味で協力、協調の関係をつくる必要があるのではないだろうかというふうには私を考へておるところでございませぬので、私からこうなさいという、こうしたらどうですかという意見を申し上げるのは、ちょっといささか抵抗がございませぬので、地域の皆さんであれば、企業の皆さんと直接お話しして、あの事業者全部まとめ上げて、地域と協調して、いろいろな地域活動に一役買っていただきたいということは、私はある意味では大変地域にとっても企業にとってもいいのではないだろうかというふうには思ひますので、その辺なども新しい発想として、地域、産業界との協力関係を持つことによつて、明るい安全、まさに安心の地域がさらに構築されるのではないだろうかというふうには思ひます。相当な発電量を誇つております。

議長（石川良彦君） 町長、関係団体と先ほど町民会議という、具体的な名前も出たから、そういうときの話し合いというか、そういう場が設ける考へはありませんかという、今の質問です。よろしく。

町長（田中 学君） 横にそれてしまつて申しわけございませぬ。そのように、関係団体とも話してまいりたいというふうには思ひます。町民会議などでもお話ししてまいりたいというふうには思ひます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。

今度大松沢に予定されております町有地を使ったところのメガソーラーなのですけれども、地域貢献をするというお話もいただいておりますので、そういう場がありましたら、ぜひ街灯をいっぱいつけてくださいというお話をさせていただきたいと思えます。

次に、町の広報についてお伺いたします。

町の広報で一番わかりやすいのは、町の広報紙ですが、今多くの方が目にするのは、インターネット上のホームページであります。ホームページの内容が充実していると町がどのような方向に進んでいるのかよくわかります。子育てなのか、定住促進なのか、高齢化対策なのか、それぞれの町でのアピールが大変感じられます。例えば、大郷町、道の駅がリニューアルされました。もちろん道の駅のホームページもリニューアルされました。実は、大変びっくりしております。大郷町のホームページの中にこんなにすばらしいものがあつたかなと、本当にお客さんが来たくなるような、商品をアピールするような、本当に短期間にすばらしいホームページであります。縁の郷を開きますと、今までどおりのホームページである。今回私がお願いしたかったのは、先ほど町のほうから答弁あつたように、セキュリティーの問題でホームページは総務課ですよというお話がありました。それは、やはりしようがないかなと思えますのですけれども、そのほかに、企画が広報を使い、広報紙をつくり、農政商工課が観光商工をやり、まちづくりが町のアピールをしている。それぞれ担当課が一生懸命町のアピールをしているのですけれども、やはりそれがホームページにあらわれてきていかなかったと、今までは。ですが、今回、道の駅のホームページのように、やる気があれば変わるのではないかなと。私はないのだ、ないのだと言おうかと思つたのですけれども、あのホームページ見たときに、何だできるのじゃないかと。やればできるのだなど。この前CM大賞もそうのですけれども、皆さん、まちづくり推進課、総務課、保健福祉課、税務課、議会事務局の7名です。作品は。ですから、そういう人たちが集まって1つのものを町のアピールをするということでまとめたわけですから、あと今後は、そのような形を課でなくても、部署でなくても、やはりそういうような形を持ってホームページをつくらうというものを町で持つてほしいのですけれども、答弁お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、ホームページ担当課といたしましても、町の情報を全国にどんどん情報発信し

てまいりたいと思いますので、広報担当係との連携はもちろんのこと、各課のあらゆる情報を収集いたしまして、ホームページにアップしてまいるとともに、今現在はインターネットのホームページだけではなくて、当課のほうではツイッターとか、インスタグラムとか、ラインとか、ブログとか、そういったあらゆるソーシャルメディアの活用も行ってまいりますので、そういったことで、トータル的に情報発信に努めてまいりたいと思ってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私の場合は、企業誘致、企業側からどうも大郷町、インターネットの使い方が下手だということが企業側から言われてございました。直接海外からも入ってくるもの、いろいろ企業側も担当と直接やりとりしたいということであるのですが、なかなか本町の場合、総務のほうで総括してやっているということで、また担当のほうに戻さなくてはならないというような、そういうこともあったりして、その辺改善できないのかという、そういうお叱りも受けております。いずれにしても、企業は時間との戦い、そしてまた、いろいろな情報をしっかり守っていかねばならないというセキュリティーの問題もございまして、あまり広くやりとりしたくないという、そういう観点も企業のほうにはあるようでございますので、今後議員がおっしゃるような理想をもう少し我々も一緒になって改善、改良に努めてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 先ほど総務課長のほうから答弁いただいたのですけれども、今担当職員1名、プラスその上司さんがおります。大体1,000件年間来るそうであります。ほかの担当課から資料が。それをそこに載せる、ツイッターに載せるだけでも大変な、私は苦労だと思います。先ほど業者さんと言いましたけれども、多分道の駅のホームページもきちんとした業者さんがやったものではないかなと思います。ですから、中身を広く出すんじゃないで、そういうプロを頼んで、やはり行政のアピールの仕方、そういうものを勉強しながら、職員も総務課だったら総務課にきちんと人員を配置して、今かけ持ちでやっておりますので、そうではなくて、きちんとした人員をそろえて、ほかから来る資料を、これはちょっと違うんじゃないのとか、これもっとよくしたほうがいいんじゃないのとか、やはりそこまで言えるような、ただ預かって流すだけじゃなくて、ある課によっては2018のやつがまだ変わっていないやつもありますし、それ言ったらもう大変なことになりますので、そうじゃなくて、

今までのやつを新しく刷新して、ホームページもつくり直したらどうでしょうかと。そうすると、やはり町が変わったと、一番見える、一番正面のところだと思います。表が良すぎて、中がないと残念なんです。ほかのいいホームページは、ほかの市町村は、最初がすごく素朴なのですけれども、中に入っていくとすごくよくなっていく。大郷のホームページは、見ただけですごく派手なのですけれども、中身が全然派手じゃないんです。だから、その辺をやはり見える人に見てもらおうと。なかなか職員さんでは難しいので、見える人たちにちゃんとそういう指導をいただいで、アドバイスをいただいでつくり上げるというほうがもっともつとやっぱり町民に伝わるし、町外の人たちにも伝わっていくのではないかなと。せつかく変わるといふならば、やはりそこまでやっていただきたいと思います。ですから、我々議会でも広報つくっております。3年間でどれだけ研修に行ったかと、本当に大変行きました。我々のつくったものを見ていただいで、カウンセリングをしていただいで、いいところ、悪いところ感じながら、少しずつではありますけれども、よくなっていると自分も感じております。ぜひ大郷の広報も、やはりほかから、ああ大郷すごいなと思われるような、やっている中身はほとんど先進地と変わりはないのですから、その辺のパンフレットの量とか、ホームページのすばらしさに我々ごまかされているだけで、実際はやっていることは何も変わっていないと私は思っておりますので、ぜひその辺を考えながら、新しい体制にしていいただきたいと思います。もう一度答弁お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） いろいろとありがとうございます。議員御指摘のとおり、過去には何度かホームページについてもリニューアルしたり、最近スマートフォン対応のホームページも構築したりしてはございますが、今後とも町のホームページ、町の広報、そして、あらゆる情報伝達の媒体等を活用いたしまして、町の情報発信に努めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） それでは次に、安全安心な学校環境づくりについて伺いをいたします。先ほど教育長のほうから1番から3番お答えいただきました。

1番の小学校の送迎なのですけれども、やはり父兄さんにきちんと伝わっていないのではないかなと思うところがございます。やはり地域の

人たち、周りから見て大変危ないと。極端な話ですけれども、右側から入ったと。車道に子供おろしたという、やっぱり御父兄さんもあったように聞いております。ですから、やはり学校側が、町側が幾ら言っても、やっぱり父兄さんにきちんと徹底をしていくということが少しは必要なのかなと思いますので、その辺徹底の仕方について、もう少し頑張りたいということで、答弁願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。今回先ほど教育長が申しあげたことについて、学校と児童館の協力をいただいて、保護者をお願いしているところがございます。それで、この乗降のあり方については、昨年度も保護者に文書で通知させていただいて、なお、今年度も再度保護者に周知をしているところがございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 今後も徹底されるように頑張りたいと思います。それから、中学校、送迎で大変校門の前が混んでいると。中に入ってロータリーで回ってくださいますというやり方とか、いろいろ学校側でも考えているということがございます。私は大分前に子供さんたちが大分多かったときに、多分明星中学校のときだと思っておりますけれども、学校の裏の町道を一方通行にして、そこで今のプールの下側ですね、ちょっと広がっているところで乗降していただいたというお話を聞きました。ですから、やはり今何か父兄さんに聞きますと、後ろには車とめないでくださいという中学校からのお話があるというお話を聞きました。ですから、そういう昔のやった方法も含めて、検討してはどうかなと思いますけれども、その辺答弁お願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） そのことについては、大郷中学校開校以来の課題でありまして、その都度改善策を講じてきたところがございます。根本的には送迎車の数を減らすということ、また、広い駐車場を確保しないと解決できない問題だというふうに考えております。玄関により近いところで乗降させたい気持ちを抑え、そして、生徒を少し歩かせても安全な場所での乗降を視野に入れて検討していかなければというふうに考えておるところです。以上です。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 先ほどの中学校の裏の話は、やっぱり住民との理解があって進められるものだと思います。ですから、あそこでなくても、今

言ったように、ほかのところでも乗りおりできるような場所をぜひ早急に確保していただきたいと思います。

それから、スクールバスのお話なのですけれども、大分大松沢のスクールバスに乗って10年以上たちまして、父兄さんは何でこうなったというのはよく理解されていない父兄さんが大分ふえてきておりまして、そういうお話がありましたので、質問させていただきましてけれども、やはり住民バスを有効に使っていくということが一番今の段階ではいいのかなと。4番目にも絡みますけれども、やはり今ダイヤの改正が時々は難しいとなれば、臨時便があってもいいのかなと。スクールバスといわなくても、臨時的にやはり冬場なり、そういうときに運行させることも考えてはどうかと思うのですけれども、答弁いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 先ほど町長の答弁にもございますが、今の現状ですと、ダイヤが過密な状況でございますが、利用者のニーズがどのようにあるのか、それらを的確に捉えながら、そのダイヤ改正とあわせて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 大変過密だということでありまして。もしやはり解消できるならば、それを解消するためにはどのぐらいの予算をもってどれだけの便数をふやしてできるかということをもしできれば、来年度には少し検討していただきたいと思います。町長の答弁をいただいて、最後の質問とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） なかなか積極的な御質問でございます。少数の方であれば、特に、私気の毒だなどと思っている地区もございまして。できれば、新交通システムのこの車両を利用した送迎に使えないかなとも思ったりしているのですが、この議会終了後、いろいろ内部で検討させていただきたいというふうに思います。（「ありがとうございました。終わります」の声あり）

議長（石川良彦君） これで佐藤千加雄議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 前 1 1 時 5 5 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- | | | |
|---------|-----------|--------------------------------------|
| 日程第 3 | 議案第 6 2 号 | 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 6 3 号 | 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 6 4 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 6 5 号 | 平成 3 0 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 7 | 議案第 6 6 号 | 平成 3 0 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 8 | 議案第 6 7 号 | 平成 3 0 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議案第 6 8 号 | 平成 3 0 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 9 号 | 平成 3 0 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 0 号 | 平成 3 0 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 1 号 | 平成 3 0 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 2 号 | 平成 3 0 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号） |

議長（石川良彦君） 日程第 3、議案第 62 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第 4、議案第 63 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第 5、議案第 64 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第 6、議案第 65 号 平成 30 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）、日程第 7、議案第 66 号 平成 30 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 8、議案第 67 号 平成 30 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 9、議案第 68 号 平成 30 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 10、議案第 69 号 平成 30 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 11、議案第 70 号 平成 30 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 12、議案第 71 号 平成 30 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 13、議案第 72 号 平成 30 年度大郷

町水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第62号、議案第63号及び議案第64号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） それでは、議案第62号の提案理由を申し上げます。

議案書の1ページ目をお開きいただきます。

議案第62号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年大郷町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年12月4日 提出

大郷町長 田 中 学

別紙2ページをごらんください。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

平成30年度人事院勧告に準じて、本条例の一部を改正するものでございます。なお、国の特別職の職員の給与に関する法律改正案は、過日国会において審議、可決し、公布されてございます。

第1条期末手当について、第5条3項中12月支給分の「100分の172.5」を「100分の177.5」に改めるものでございます。

第2条、同じく期末手当について、第5条第3項中来年度以降の支給率を6月期及び12月期を同率の「100分の167.5」に改めるものでございます。

附則の第1条として、施行期日は公布の日から施行するものです。

ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日施行とし、第1条の規定は平成30年4月1日から適用するものでございます。

附則の第2条は、報酬の内払いを定めたものでございます。

次に、議案第63号の提案理由を申し上げます。

3ページ目をごらんいただきます。

議案第63号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和41年大郷町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年12月4日 提出

大郷町長 田 中 学

別紙4ページをごらんいただきます。

今回の改正理由を申し上げます。

議案第62号同様、平成30年度人事院勧告に準じて、本条例の一部を改正するものでございます。

第1条期末手当について、第3条第2項中12月支給分の「100分の172.5」を「100分の177.5」に改めるものでございます。

第2条、同じく期末手当について、第3条第2項中来年度以降の支給率を6月期及び12月期を同率の「100分の167.5」に改めるものでございます。

附則の第1条として、施行期日は公布の日から施行するものです。

ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日施行とし、第1条の規定は、平成30年4月1日から適用するものでございます。

附則の第2条は、給与の内払いを定めたものでございます。

次に、議案第64号の提案理由を申し上げます。

5ページ目をごらんいただきます。

議案第64号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和32年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年12月4日 提出

大郷町長 田 中 学

別紙6ページ目をごらんいただきます。

今回の改正理由をまず申し上げます。

平成30年度人事院勧告に準じまして、本町職員の給与等を改正するものでございます。なお、国家公務員の給与に関する法律改正案は、過日国会において審議、可決し、公布されてございます。

第1条宿日直手当について、第17条中勤務1回につき「4,200円」を「4,400円」に、「6,300円」を「6,600円」に改めるものでございます。

勤勉手当につきまして、第19条第2項第1号中「100分の90」を、6月支給分を「100分の90」に、12月支給分を「100分の95」に改め、同項第2号の再任用職員分「100分の42.5」を、6月支給分を「100分の42.5」に、12月支給分を「100分の47.5」に改めるものでございます。

別表第1の給料表を7ページから9ページのとおり、全部改正させていただくものでございます。

次に、10ページ目をお開きいただきます。

第2条でございます。18条第2項中期末手当の支給率を来年度以降6月期及び12月期を同率にするものであり、一般職員を「100分の130」に、

再任用職員を「100分の72.5」に改めるものでございます。

第19条第2項第1号中、勤勉手当の支給率を来年度以降6月期及び12月期を同率にするものであり、一般職員を「100分の92.5」に、再任用職員を「100分の45」に改めるものでございます。

附則第1条施行期日は、公布の日から施行するものです。

ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日施行とし、第1条の規定は、平成30年4月1日から適用するものでございます。

次に、附則の第2条は、給与の内払いを定めたものでございます。

同じく、第3条は規則への委任規定でございます。

以上、議案第62号から議案第64号についてよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第62号、議案第63号及び議案第64号について説明を終わります。

次に、議案第65号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第65号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第65号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第4号）

平成30年度大郷町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6771万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1517万8000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成30年12月4日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算ですが、国家公務員に対する人事院勧告に準拠した人件費の調整のほか、各種施設の維持補修並びに改修費用、高崎団地への

転入者の増などによる小中学校就学援助費の増額等に係る所要の予算について計上したものであり、主なものにつきましては、西長崎地区の水路補修工事、環境保全型農業組織等交付金、行井堂堰緊急対応等の土地改良事業補助金、町道道路台帳作成業務、町道改良舗装工事並びに用地買収費、公営住宅高崎団地新築工事監理業務の第3工区分でございます。公営住宅高崎団地北側側溝整備工事、郷郷ランド公園施設整備工事、認定こども園開設に伴うトイレ増築工事改修設計業務、フラップ大郷21非常灯修繕工事費などでございます。

歳入におきましては、事業に関連する国、県補助等の特定財源を計上したほか、公共施設整備基金と財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。

まず、歳入でございます。第12款分担金及び負担金第2項分担金3万3000円の減額補正でございます。鶉崎分館修繕工事の完了による分担金の減によるものでございます。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金569万5000円の増額補正でございます。社会資本整備総合交付金、社会保障税番号システム整備費補助金の増によるものでございます。

同じく、第3項委託金でございます。27万円の増額補正です。年金生活者支援給付金支給準備交付金の増によるものでございます。

第15款県支出金第2項県補助金505万8000円の増額補正でございます。心身障害者医療費助成金、市町村振興総合補助金、環境保全型農業直接支援対策交付金の増などによるものでございます。

16款財産収入第1項財産運用収入33万6000円の増額補正でございます。財政調整基金、公共施設整備基金利子等の増によるものでございます。

第18款繰入金第1項基金繰入金4495万2000円の増額補正です。財源調整としまして財政調整基金、公共施設整備基金繰り入れの増によるものでございます。

第20款諸収入第3項貸付金元利収入883万4000円の増額補正です。災害援護資金貸付金の繰り上げ償還により増額するものでございます。

第5項雑入260万2000円の増額補正です。各種検診終了によります自己負担金の調整、後期高齢者医療療養給付費市町村負担金返還金の増などによるものでございます。

歳入補正額合計6771万4000円でございます。

続きまして、4ページをごらんいただきます。歳出でございます。

第1款議会費第1項議会費43万5000円の増額補正です。人件費の調整などがございます。

第2款総務費第1項総務管理費1577万3000円の増額補正です。人件費の調整、住民情報システム改修業務、排水路補修工事、災害対策本部職員用の作業服等の購入、燃料費の高騰などによる住民バス燃料費、夏まつり事業完了による調整が主なものでございます。

続きまして、第2項徴税費134万9000円の増額、第3項戸籍住民基本台帳費13万3000円の増額並びに第4項選挙費16万2000円の増額補正につきましては、人件費の調整によるものでございます。

第3款民生費第1項社会福祉費344万5000円の増額補正です。人件費の調整、敬老会が終了しておりますので、それらの調整、心身障害者医療費助成、老人ふれあいの家畳表替え等が主なものでございます。

第2項児童福祉費1044万6000円の増額補正です。保育園の利用者増により保育事業委託の調整でございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費137万6000円の減額補正でございます。人件費、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金、各種検診業務の終了などによる調整が主なものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費714万4000円の増額補正です。人件費の調整、みやぎの水田農業改革支援事業補助金、環境保全型農業組織等交付金、土地改良事業補助金及び農業集落排水事業特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第2項林業費12万5000円の減額補正でございます。機械器具購入の請け差の調整が主なものでございます。

第6款商工費第1項商工費19万3000円の増額補正でございます。人件費の調整、町のPRなどのためにゆるキャラシール作成が主なものでございます。

次ページをお開きいただきいただきたいと思っております。

第7款土木費第1項土木管理費19万2000円の増額補正です。人件費の調整によるものでございます。

第2項道路橋梁費401万5000円の増額補正です。道路台帳作成業務、町道改良舗装工事ほか道路橋梁関係経費でございます。工事関係の主なものは、土橋明ヶ沢線の道路改良工事でございます。

第4項住宅費717万6000円の増額補正です。公営住宅高崎団地新築工事

第3工区に伴う監理業務、高崎団地北側側溝整備工事、上水道加入負担金が主なものでございます。

第5項都市計画費707万2000円の増額補正です。下水道事業特別会計への繰出金の調整のほか、郷郷ランド公園施設整備工事、定住促進のためのパンフレット作成が主なものでございます。

第9款教育費第1項教育総務費69万円の増額補正です。人件費の調整、スクールバスのバス停の融雪剤購入、高崎団地への転入者増などによる小中学校入学時の就学援助費によるものでございます。

第2項小学校費68万2000円の増額補正です。来年度就学児童に対する入学前の支給予定の準要保護児童援助費、社会科副読本印刷製本が主なものでございます。

第3項中学校費68万8000円の増額補正です。来年度就学生徒に対する入学前に支給する予定の準要保護就学援助費が主なものでございます。

第4項幼稚園費263万円の増額補正です。人件費の調整のほか、認定こども園開設に伴う改修設計業務、今回トイレ増築部分が主なものでございます。

第5項社会教育費72万8000円の増額補正です。人件費の調整、フラップ大郷21の非常灯修繕工事が主なものでございます。

第6項保健体育費42万5000円の減額補正です。人件費、プール監視臨時雇い賃金の調整が主なものでございます。

第10款災害復旧費第1項東日本大震災災害復旧費1000円の増額補正でございます。東日本大震災復興基金利子積み立て分でございます。

第11款公債費第1項公債費668万1000円の増額補正でございます。災害援護資金貸付金の繰り上げ償還による県への償還金の調整でございます。歳出補正額合計6771万4000円でございます。

以上、補正前の予算額50億4746万4000円に歳入歳出とも6771万4000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ51億1517万8000円とするものでございます。

続きまして、6ページの第2表債務負担行為補正について御説明いたします。

今回の補正は、債務負担行為の追加21件、変更2件でございます。

1、追加、事項、期間、限度額の順に御説明いたします。

1 平成31年度大郷町議会広報印刷業務、設定期間は、平成30年度から平成31年度までで限度額を78万4000円とするものでございます。次年度当初からの業務の円滑な執行のため、年度内に契約を行う必要がある

ことから、債務負担行為を設定するものでございます。

2 印刷機賃貸借（庁舎）分でございます。設定期間は、平成30年度から平成35年度までで限度額を369万5000円とするものでございます。現在の機器の更新時期に当たりまして、5年間の契約とするため、債務負担行為を設定するものでございます。

3 印刷機賃貸借（小学校）分でございます。設定期間は平成30年度から平成35年度までで限度額を78万円とするものでございます。これも現在の機器の更新時期に当たりまして、5年間の契約とするため債務負担行為を設定するものでございます。

4 印刷機賃貸借（中学校）、設定期間は平成30年度から平成35年度までで限度額78万円、現在機器の更新時期に当たりまして、5年間の契約とするため債務負担行為を設定するものでございます。

5 平成31年度広報おおさと印刷業務、設定期間は平成30年度から平成31年度までで限度額204万9000円とするものでございます。議会広報と同様に、次年度当初からの業務の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものでございます。

6 大郷町町勢要覧印刷業務、設定期間は平成30年度から平成31年度までで限度額を124万8000円とするものでございます。来年度合併65周年に当たり、建町記念日までに発行するため債務負担行為を設定するものでございます。

7 情報ネットワークシステム保守業務、設定期間は平成30年度から平成35年度までで、限度額205万6000円とするものでございます。職員用パソコンのシステム更新時期に当たりまして、5年間の契約とするため、債務負担行為を設定するものでございます。

8 情報ネットワークシステム賃貸借です。設定期間は平成30年度から平成35年度までで、限度額800万円とするものでございます。職員用のパソコンのシステム更新時期に当たり、5年間の契約とするために債務負担行為を設定するものでございます。

9 ふるさと納税委託業務です。設定期間は平成30年度から平成31年度までで、限度額、ふるさと納税額の11%以内の額、これにつきましては、インターネットを利用した専用サイトの構築及び御礼品に関する業務を一括して委託するもので、次年度当初からの業務の円滑な執行のため債務行為を設定するものでございます。

10 平成31年度自家用電気工作物保安管理業務、設定期間は平成30年度から平成31年度までで、限度額186万8000円とするものでございます。

役場庁舎、小中学校、体育施設など、全15カ所について、電気事業法第38条において定める自家用電気工作物の適切な維持管理及び同法に規定する保安管理規定の制定、届け出等の業務を委託するものであり、次年度当初からの管理業務の円滑な執行のため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

11 航空写真撮影業務、設定期間は平成30年度から平成31年度までで、限度額を655万6000円とするものでございます。3年ごとの評価替えに当たり、黒川4市町村合同撮影のため、来年3月中に撮影し、成果品の納品が来年7月以降となることから、債務負担行為を設定するものでございます。

12 地域生活支援拠点等整備事業委託業務、設定期間は平成30年度から平成31年度までで、限度額を152万円とするものでございます。障害者の緊急時、主たる介護者が不在などに対応した短期入所支援事業を次年度当初から円滑に執行するため債務負担行為を設定するものでございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

13 大郷町保育園管理運営業務、設定期間は平成30年度から平成31年度までで、限度額は児童福祉法に規定する保育の実施及び特別保育事業の実施に要する経費として、受託者と協議して定める金額の合計額とするものでございます。現契約の契約満了により、次年度当初からの円滑に執行するために債務負担行為を設定するもので、平成32年4月より認定こども園が開園することから、来年度1年間の業務期間とするものでございます。

14 町道緊急維持工事、設定期間は平成30年度から平成31年度まで、限度額を1500万円とするものでございます。年度当初から町道の維持管理を適切に行うため年度内に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

15 公営住宅管理システム保守業務、設定期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額131万8000円とするものでございます。システム更新時期に当たり、5年間の契約とするため債務負担行為を設定するものです。公営住宅管理システムの内容は、町営住宅入居者の情報を把握し、適正な管理や家賃の収納管理を行うものでございます。

16 公営住宅管理システム使用料、設定期間は平成30年度から平成35年度までで、限度額230万6000円とするものでございます。システム更新時期に当たり、5年間の契約とするため、債務負担行為を設定する

ものがございます。

17 公営住宅管理システム賃貸借、設定期間は平成30年度から平成35年度までで、限度額201万5000円とするものがございます。システム更新時期に当たり、5年間の契約とするため債務負担行為を設定するものがございます。

18 大郷小学校校務用パソコン保守業務、設定期間は平成30年度から平成35年度までで、限度額202万6000円とするものがございます。小学校教員用校務用使用パソコン27台の更新時期に当たり、5年間の契約とするため債務負担行為を設定するものがございます。

19 大郷小学校校務用パソコン賃貸借、設定期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額677万5000円とするものがございます。小学校教員用校務用使用パソコン27台の更新時期に当たり、5年間の契約とするため債務負担行為を設定するものがございます。

20 大郷中学校校務用パソコン保守業務、設定期間は平成30年度から平成35年度までで、限度額202万6000円とするものがございます。中学校教員用校務用使用パソコン26台の更新時期に当たり、5年間の契約とするため債務負担行為を設定するものがございます。

21 大郷中学校校務用パソコン賃貸借、設定期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額667万5000円とするものがございます。中学校職員用校務用使用パソコン26台の更新時期に当たり、5年間の契約とするため債務負担行為を設定するものがございます。

続きまして、2、変更でございます。事項、変更前期間、限度額、変更後期間、限度額の順に御説明いたします。

1 健康管理システム賃貸借、変更前期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額1402万3000円ですが、本稼働開始時期の変更によりまして、当初平成30年12月1日の予定でしたが、平成31年4月1日となることから、期間は変更前と同じですが、限度額1502万5000円とするものがございます。

2 大郷町一般廃棄物収集運搬業務、変更前、期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額2億647万円を契約締結したことによりまして、変更後期間は変更前と同じですが、限度額を1億3725万円と変更するものがございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容でございます。

以上で議案第65号の提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上御

可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第65号について説明を終わります。

次に、議案第66号及び議案第68号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） それでは、議案第66号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の32ページをごらんいただきたいと思います。

議案第66号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億339万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億131万3000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日 提出

大郷町長 田 中 学

33ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入では医療費の伸びによる県交付金の増額が主なものでございます。歳出では医療費の伸びによる療養給付費の増額が主なものでございます。

第1表 歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず歳入でございます。

第3款県支出金第1項県補助金の補正額1億312万1000円の増額は、医療費の伸びによる県の普通交付金でございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金の補正額は4000円の増額で、事務費分の一般会計からの繰り入れでございます。

第2項基金繰入金の補正額は27万円の増額で、財源調整のための財政調整基金の繰入金でございます。

以上、収入合計1億339万5000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費の補正額は27万4000円の増額で、コクホライン調交システム改修業務委託料でございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費の補正額は8449万2000円の増額で、

医療費の伸びによる医療給付費でございます。

第2項高額療養費の補正額は1862万9000円の増額で、同じく医療費の伸びによる高額療養費でございます。

以上、歳出合計1億339万5000円の増額補正でございます。

補正前の予算額7億9791万8000円に歳入歳出それぞれ1億339万5000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億131万3000円とするものでございます。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第68号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の45ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第68号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8649万3000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日 提出

大郷町長 田 中 学

46ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、9月補正の前年度繰越金に計上誤りがございました。この誤りにより減額したことが主なものでございます。

平成29年度決算書を確認せず、手持ち資料により計上したもので、大変申しわけございませんでした。前年度繰越金は、決算書を確認の上計上するようにいたします。

第1表歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

第4款繰越金第1項繰越金3万7000円の減額は、計上誤りによる修正でございます。

第5款諸収入第1項償還金及び還付加算金の補正額は2万円の増額でございます。過年度分保険料還付金の広域連合からの戻し入れでございます。

以上、歳入合計 1 万7000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第 1 款総務費第 1 項総務管理費 3 万7000円の減額は、事務費精査による不用額の減額でございます。

第 3 款諸支出金第 1 項償還金及び還付加算金の補正額は 2 万円の増額でございます。過年度分保険料の還付金でございます。

以上、歳出合計 1 万7000円の減額補正でございます。

補正前の予算額8651万円に歳入歳出それぞれ 1 万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8649万3000円とするものでございます。

国民健康保険特別会計につきましては、34ページから36ページまで、後期高齢者医療特別会計につきましては、47ページから48ページまでの補正予算事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第66号及び議案第68号について説明を終わります。

次に、議案第67号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、議案第67号介護保険の 2 号補正につきまして内容を御説明申し上げます。37ページをお開きいただきます。

議案第67号 平成30年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成30年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ295万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6935万1000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月 4 日 提出

大郷町長 田 中 学

まず、概要でございます。

今回の補正予算につきましては、地域密着型介護サービス給付費につきまして、利用者の増により歳出予算の不足が見込まれるため、補正が必要になったものでございまして、財源については、支払基金交付金ほかの特定財源と前年度繰越金の留保分等により調整を図った内容となっております。

なお、11月末現在の第1号被保険者数でございますが、2,878人となっております。まして、本年度3月末と比較して40人の増加でございます。

同じく、第1号被保険者に係る要支援並びに要介護等の認定者数合計で566人となっております。同じくこちらは14人の増となっているところでございます。

それでは、38ページ以降の第1表歳入歳出予算補正によりまして、項ごとに内容のほうを御説明してまいります。

まず、歳入でございます。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金89万8000円の増につきましては、地域密着型介護給付費の増による調整を図ったものでございます。

第4款国庫支出金第1項国庫負担金57万4000円の増については、認知症グループホームの入所者の増に対応し、増額補正としたものでございます。

第2項の国庫補助金15万4000円の減につきましては、認知症支援事業に関する調整分の計上でございます。

第5款県支出金第1項県負担金50万7000円の増、並びに第2項の県支出金7万7000円の減につきましては、国と同様の内容で補正を行ったものでございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金36万2000円の増につきましては、歳出の変更に伴いまして、地域密着型介護給付費並びに事務費等に係る一般会計負担分の繰入額を調整したものでございます。

第2項の基金繰入金2万6000円につきましては、こちらは財源調整のための繰入金の計上でございます。

第8款繰越金第1項繰越金81万4000円の増につきましては、財源留保としておりました繰越金を今回計上した内容となっております。

以上、歳入補正の合計が295万円の増でございます。

次に、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費2万1000円の増につきましては、法令追録代の増に伴う補正でございます。

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費332万4000円の増につきましては、認知症グループホーム利用者2名の増に係る増額補正となっております。

第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費5000円の増につきましては、総合事業の審査件数の増による補正でござ

います。

第3項包括的支援事業費・任意事業費40万円の減につきましては、認知症支援事業に係る調整分の計上でございます。

歳出補正額が合計295万円の増、補正前の予算額10億6640万1000円に歳入歳出それぞれ295万円を追加いたしまして、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億6935万1000円とするものでございます。

説明については以上でございます。

次ページ以降の事項別明細をごらんいただきまして、御審議の上御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第67号について説明を終わります。

次に、議案第69号、議案第70号、議案第71号及び議案第72号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第69号につきまして提案理由を御説明申し上げます。補正予算書の49ページをお開き願います。

議案第69号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4117万2000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、人件費の補正並びに9月補正時に誤りのごございました前年度繰越金の調整のほかに、一般会計繰入金により財源調整を行うものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入でございます。

第4款繰入金第1項他会計繰入金169万8000円の増額は、財源調整により一般会計からの繰入金を増額するものです。

第5款繰越金第1項繰越金167万6,000円の減額は、9月補正予算時に誤りがあった前年度繰越金の減額によるものでございます。

歳入合計で2万2000円を追加し、2億4117万2000円とするものです。
次に、歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費2万2000円の増額は、人件費の調整によるものです。

歳出合計で2万2000円を追加し、2億4117万2000円とするものです。
以上で下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。
続きまして、56ページをお開き願います。

議案第70号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第70号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5290万3000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、人件費の補正並びに9月補正予算時に誤りのごさいました前年度繰越金の調整のほかに、一般会計繰入金により財源調整を行うものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正について御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金113万2000円の減額は、財源調整のため一般会計からの繰入金を減額するものです。

第5款繰越金第1項繰越金119万7000円の増額は、9月補正予算時に誤りのあった前年度繰越金の減額によるものです。

歳入合計で6万5000円を追加補正し、5290万3000円とするものです。
次に、歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費6万5000円の増額は、人件費の調整によるものです。

歳出合計で補正額6万5000円を追加し、5290万3000円とするものです。
以上で農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ます。

続きまして、63ページをお開き願います。

議案第71号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第71号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算
(第2号)

平成30年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第2号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万1000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6237万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」
による。

平成30年12月4日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、人件費の補正並びに9月補正予算時に誤
りのごございました前年度繰越金の調整のほか、一般会計繰入金により
財源調整を行うものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正について御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金168万円の増額は、財源調整のため一
般会計からの繰入金を増額するものです。

第5款繰越金第1項繰越金164万9,000円の減額は、9月補正予算時に
誤りのあった前年度繰越金の減額によるものです。

歳入合計で補正額3万1000円を増額し、6237万円とするものです。

次に、歳出です。

第1款合併処理浄化槽事業費第1項合併処理浄化槽管理費3万1000円
の増額は、人件費の調整によるものです。

歳出合計で補正額3万1000円を増額し、6237万円とするものです。

続きまして、第2表債務負担行為の補正の追加でございます。

事項1 平成31年度合併処理浄化槽清掃業務につきまして、期間を平
成30年度から平成31年度までとし、限度額を1160万3000円とするもので

ございます。合併処理浄化槽清掃業務が本年度で委託期間が終了するため、平成31年度からの業務について新たに期間を設定し、維持管理を行うものでございます。

続きまして、事項2 平成31年度合併処理浄化槽管理業務について、期間を平成30年度から平成31年度までとし、限度額を1956万6000円とするものでございます。合併処理浄化槽管理業務が本年度で委託期間が終了するため、平成31年度からの業務について新たに期間を設定し、保守点検管理を行うものでございます。

事項3 平成31年度合併処理浄化槽設置工事につきまして、期間を平成30年度から31年度までとし、限度額を1432万9000円とするものでございます。合併処理浄化槽設置工事につきまして、設置希望者に対し速やかに対応するため、平成31年度からの工事について新たに期間を設定し、設置工事を行うものでございます。

以上で合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、72ページをお開き願います。

議案第72号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、土手崎地区消火栓撤去工事について、9月補正時におきましては、4条予算の建設改良費に計上いたしておりましたが、固定資産の除却につきましては、3条予算の資産減耗費での予算取り扱いになることから、4条予算から3条予算に組み替えを行うものでございます。

また、大松沢畑ノ中前畑地区の配水管布設工事を計上してございます。

それでは、説明させていただきます。

議案第72号 平成30年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成30年度大郷町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益を121万円増額し、2億3532万3000円とするものです。

第1項営業収益同額計上につきましては、土手崎地区の消火栓撤去1カ所に係る負担金につきまして、資本的収入からの組み替えによる増額

でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款水道事業費用を134万9000円増額し、2億3067万2000円とするものでございます。

第1項営業費用同額計上につきましては、水道施設土地使用料、土手崎地区の消火栓撤去工事、人件費の補正の計上によるものでございます。

次ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8468万2000円は当年度分損益勘定留保資金7883万2000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額585万円で補てんするものとする。)

まず、収入でございます。

第1款資本的収入を121万円減額し、9264万円とするものです。

第2項他会計負担金同額計上につきましては、土手崎地区の消火栓撤去1カ所に係る負担金について、収益的収入への組み替えによる減額によるものです。

続きまして、支出です。

第1款資本的支出を509万円増額し、1億7732万2000円とするものです。

第2項建設改良費同額計上につきましては、土手崎地区1カ所の消火栓撤去工事の減額並びに大松沢畑ノ中前畑地区配水管布設工事の計上によるものでございます。

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

1つ目の事項 給配水管等修繕費につきまして、期間を平成30年度から平成31年度までとし、限度額を1210万円とするものです。漏水等による給配水管等の修繕につきまして、平成31年度において緊急性のある修繕が発生した場合速やかに対応するため、期間を設定し、業務を行うものです。

事項2 県道小牛田松島線配水管移設工事につきまして、期間を平成30年度から平成31年度までとし、限度額を720万円とするものです。山崎地区の熊野神社付近の県道小牛田松島線かさ上げ工事に伴う配水本管150ミリの移設工事につきまして、来年度早々に実施する必要があることから、期間を設定し工事を行うものでございます。

(議会の議決を得なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費につきまして、既決予定額を4万円増額し、1220万6000円とするものです。

平成30年12月4日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で、水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第69号、第70号、第71号につきましては、事項別明細書をごらんいただき、また、議案第72号につきましては、補正予算説明書第2号をごらんいただきまして、御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第69号、議案第70号、議案第71号及び議案第72号について説明を終わります。

議長(石川良彦君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 2 時 1 8 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員